

◎議 事 日 程 (第 5 号)

平成18年 9 月 28 日 (木曜日) 午前10時00分 開議

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 特別委員長報告
- 日程第 3 意見書案第 2 号 道路整備の促進及び道路財源の確保についての意見書について
- 日程第 4 議案第 8 3 号 愛西市職員定数条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第 8 4 号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 8 5 号 愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 8 6 号 愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 8 7 号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8 8 号 平成18年度愛西市一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第10 議案第 8 9 号 平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第11 議案第 9 0 号 平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第12 議案第 9 1 号 平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第13 認定第 1 号 平成17年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 2 号 平成17年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 3 号 平成17年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 4 号 平成17年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 5 号 平成17年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 6 号 平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 7 号 平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 8 号 平成17年度愛西市水道事業決算の認定について
- 日程第21 陳情第 9 号 第 8 次定数改善計画の実施と学級規模の縮小を求める陳情について
- 日程第22 陳情第 1 0 号 教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の

採択を求める陳情について

- 日程第23 陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
日程第24 陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
日程第25 陳情第13号 市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情について

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25までの各事件

- 追加日程第1 意見書案第3号 第8次定数改善計画の実施と学級規模の縮小を求める意見書について
追加日程第2 意見書案第4号 教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書について
追加日程第3 意見書案第5号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
追加日程第4 意見書案第6号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
追加日程第5 委員会付託の省略について
追加日程第6 意見書案第3号 第8次定数改善計画の実施と学級規模の縮小を求める意見書について
追加日程第7 意見書案第4号 教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書について
追加日程第8 意見書案第5号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
追加日程第9 意見書案第6号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
追加の追加日程第1 固定資産税評価等調査特別委員会の設置について

◎出席議員（30名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷺野 聰明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君
15番	後藤 和巳 君	16番	堀田 清 君
17番	加藤 和之 君	18番	古江 寛昭 君
19番	大島 功 君	20番	大宮 吉満 君
21番	永井 千年 君	22番	黒田 国昭 君
23番	中村 文子 君	24番	加藤 敏彦 君

25番 加賀 博 君
27番 石崎 たか子 君
29番 太田 芳郎 君

26番 宮本 和子 君
28番 佐藤 勇 君
30番 柴田 義継 君

◎欠 席 議 員 (なし)

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	助 役	山 田 信 行 君
教 育 長	青 木 萬 生 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
総 務 部 長	中 野 正 三 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	八 木 富 夫 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
		市 民 生 活 ・	
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	保 健 部 長	藤 松 岳 文 君
福 祉 部 長	水 谷 正 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋		立 田	
総 合 支 所 長	加 賀 和 彦 君	総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君
八 開		佐 織	
総 合 支 所 長	飯 田 十 志 博 君	総 合 支 所 長	山 崎 敏 次 君
監 査 委 員	河 原 操 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	伊 藤 辰 雄	議 事 課 長	服 部 秀 三
書 記	田 尾 武 広		

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

おはようございます。御案内の定刻になりました。

本日は全員の御出席を賜っておりますので、ただいまから継続議会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長より御報告をしていただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

それでは議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として意見書案第2号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、本日、御審議願うことに決定いたしました。以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託いたしました議案等につきまして、それぞれ御審議をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から御報告をお願いいたします。

○総務委員長（太田芳郎君）

総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は9月20日午前10時から開催し、当委員会に付託をされました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第83号につきましては、統合した場合に職員は減員されるのかという質問に対しまして、広域化をすることによって新たな部署へ配属する職員も必要なことから、広域化イコール職員の減員をするという考えではなく、配置転換で対応していくとのことでありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第84号は、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

議案第88号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、巡回バス運行検討会議の委員構成について、基本的にバスを利用されている方を推薦してはどうかというお尋ねに対し、この問題に関しては巡回バスの関心のある方を推薦していただきたいと考えていますという御答弁でありました。また、コミュニティー費の修繕費の内容については、主に立田地区のコミュニティーのふろ周りの修繕でありました。今後、入浴料を徴収するのかという質問に

対しましては、将来的には方向づけをしていかなければならないと考えているが、いつからということはまだ未定ですという答弁でございました。賛成討論として、巡回バスの運行に関しては、地域の皆さんの声をよく聞き、早急に運行できるよう要望して賛成しますという御意見でありました、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

議案第89号につきましては、該当する土地の売却代金の根拠について質問がありました。答弁として、財産評価審議会で協議をいたしました結果、近傍雑種地標準価格1平方メートル当たり1万8,000円から、減価要因として無道路地、上水道なし、不整形地で50%の格差修正をし、1平方メートル当たり9,000円となり、これに面積625.6平方メートルを乗じて563万円になり、更地価格として残地物の撤去費用320万円を差し引き243万円になったということでありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。以上で報告を終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○文教福祉委員長（大宮吉満君）

文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は、9月21日午前10時から開催しまして、当委員会に付託されました案件を慎重に審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第85号につきましては、条例に基づかない予算執行をしたことは重大な問題であります。チェック体制はどうなっているのかという疑問、また委員に対しての支払い金額と説明はどうするのかという質問においては、今後についてはチェックを厳しく見直したいということでごございました、支払い金額については合計で29万1,000円執行してあるため、この条例の議決後に委員には文書をもって説明をし、了解を得たいという答弁でございました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第86号につきましては、指定管理者制度を導入するに当たって、どのような日程で行われるのかという質問に対しまして、10月2日から10月20日までの間に募集をして、10月10日から10月20日までに申請書を提出していただくという答弁でございました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第87号につきましては、国民健康保険法の規定の中でその金額の根拠が政令にあるかという質問に対しまして、法律の中ではその表記について条例で定めることになっており、社会保険と呼ばれる給付の額については統一をなされたので、それに合わせる形で愛西市の国保も改正をお願いするという答弁でございました。反対討論といたしまして、出産育児一時金がふえることは若い世代には大変喜ばれることではありますが、国保加入者では圧倒的な多数の高齢者はただでさえ医療費負担、税負担等の中で葬祭費を10万円から5万円に引き下げることについては命も削るということになり、この議案に反対といたしますという御意見がございました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第88号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、住民票除票ファイリング委託料について説明が求められました。答弁といたしまして、市民に不利益が生じないように、住所の変遷がわかるものをイメージデータ化するための入力業務委託であるとのことをごいました。また、学校施設等整備費交付金はなぜ交付金という形をとったのか、それは単年度で執行するのかという質問に対して、交付金という形をとったのは、各学校の教育振興に使用していただきたいという寄附者の希望を酌み取ったものです。交付金は単年度で使用し、各学校から実績報告書を教育委員会へ提出してもらいますという答弁でございました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第90号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第9号につきましては、賛成討論として、未来を担う子供たちを健やかに育てたいというのはすべての市民の願いです。子供たちが行き届いた学校生活を送れるようにするためにもこの陳情に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択されました。

陳情第10号につきましては、賛成討論として、教育基本法は準憲法的な教育の根本法でありますから、国民的議論を保障し、国民各層からの意見を十二分に反映させていく必要があります。よって、この陳情に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択されました。

陳情第11号につきましては、賛成討論として、学校教育の中で私学の役割も大きく、私学助成制度が廃止になれば、私学が大きな打撃を受けることとなります。父母負担の軽減のためにも、ぜひ国に私学助成の拡充を求めるため、この陳情に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択されました。

陳情第12号につきましても、全員賛成で採択されました。

陳情第13号につきましては、反対討論として、現在愛西市が行っている私立高等学校授業料補助制度は近隣市町とも同一歩調であり、特段の格差はありません。補助事業については行政改革の中で見直しが進められており、行政改革推進委員会などの意見を参考にしながら慎重に判断する必要がありますという御意見がありました。また、賛成討論といたしまして、愛西市の助成が1万円というごくささやかな上に、所得制限までつけています。以前の引き上げから随分長く据え置かれていますので、所得制限を撤廃すると同時に引き上げを行っていただく必要があると思い、この陳情に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

また、採択されました陳情につきましては、本日の本会議で採択されましたら意見書案を提出するというので、この案文を御協議いただき、準備をさせていただいております。以上、報告を終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔発言する者なし〕

ないようですので、最後になりますが、経済建設委員長、御報告をお願いいたします。

## ○経済建設委員長（加賀 博君）

経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、9月22日午前10時から開催をし、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、まず、議案第88号につきましては、県産材活用施設普及啓発事業費補助金の事業内容の説明を求められました。これについては、愛知県の間伐材を利用させていただいている事業で、その材料を使ってベンチとかフェンス等に使われるもので、総事業費が189万円ということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第91号につきましては、委託料の説明の求めがありました。答弁として、処理施設工事設計監理委託料については、今までは農林水産部の積算を使っていましたが、今年度の7月に積算内容が変わり、建設部の積算を使うよう指示があり、250万円計上いたしました。管路実施出来高等設計委託料につきましては、早尾、立田地区の管路施設実施設計書作成業務委託料の入札において請負残が出たもので、当初予定できなかった分の委託料を計上したものです。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

なお、付託案件審査終了後、道路整備の促進及び道路財源の確保についての意見書を提出することになりましたので、よろしく願いいたします。以上、報告を終わります。

## ○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればお受けをいたします。

〔発言する者なし〕

ないようですので、以上をもちまして常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・特別委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・特別委員長報告を行います。

認定第1号から認定第8号の決算につきましては、決算特別委員会において御審議をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

決算特別委員長、報告を願います。

○決算特別委員長（石崎たか子君）

それでは、決算特別委員会の結果を報告いたします。

決算特別委員会は、去る9月25日午前10時から市役所委員会室において、正・副議長にも御出席をいただきまして開催をいたしました。当委員会に付託されました案件を熱心に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、認定第1号の総務委員会所管の関係につきましては、交通安全施策の中で、事故防止につながる事業は何かというお尋ねに対しまして、交通安全に関連する啓発事業かと思うが、一番大切なことは個人のマナーとモラルの向上が大事であるとのことをございました。また、家具の転

倒防止対策で36.2%となっているが、どういう数字かという質問に対して、各家庭に訪問して住まいの安全チェックのアンケートをした結果とのことをごさいました。

文教福祉委員会所管の関係につきましては、外国人登録がふえたが、どこの国が多かったのかという質問に対しては、モンゴル、中国など日本の企業への事業研修が多いとのことをごさいました。また、立田図書館の貸出人数が少ないことについて、どのような対応を図るかといお尋ねがありました。答弁として、人事異動による司書資格を有した職員を配備し、利用者の声を直接聞くことができるようになり、電算システムの統合及びネットワーク化により、立田図書館においても、中央図書館の蔵書状況がわかるようになり、取り寄せも可能になるとのことをごさいました。

経済建設委員会所管の関係につきましては、尾張西南部広域営農団地農道整備事業負担金 2,393万 7,600円の説明の求めがありました。これについては、愛西市に係る事業費の5%を負担しているとのことをごさいます。内訳としては、工事請負費 3億 1,864万円、委託料として 1,557万 4,000円、公有財産購入費として 5,642万 2,000円、補償費として 5,913万 2,000円、工事雑費 618万 6,000円、事務費として 2,279万 8,000円の合計の5%です。

認定第1号の反対討論としては、小学校卒業までの医療費無料の拡大、巡回バスの早い拡大、低所得者の国民健康保険税などの減免など、住民の要望の多くが予算化されませんでした。その後も、補正予算で実現するよう求めましたが計上されませんでした。このように平成17年度の予算執行での住民要望の実現はまだ不十分であるので、この決算については反対しますという御意見をごさいました。また、賛成討論として、平成17年度は合併初年度ということで、各町村間の均衡を図るべく、多くの事業が行われました。公共施設の耐震補強やアスベスト除去、市道の整備、福祉事業の充実など、住民の方々の安全・安心な生活のための事業が行われました。財政難を第一の理由として、互譲の精神で合併したことを忘れず、今後のさらなる健全な行政体制の確立をお願いし、この決算に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で第1号は認定されました。

認定第2号につきましては、全員賛成で認定をされました。

認定第3号につきましては、賛成討論として、平成17年度の国民健康保険については、4町村の最も低い税率で統一されました。それでも国民健康保険については、大変負担が重いという声があります。今後、減免できる制度に改善を図っていただくことを要望し、賛成しますという御意見をごさいました。採決の結果、全員賛成で認定されました。

認定第4号については、質疑もなく全員賛成で認定されました。

認定第5号につきましては、反対討論として、介護保険については10月の改正内容が大変深刻な事態を生んでいます。軽減措置あるいは保険料の段階措置もありますが、10月より部屋代、食事代が新たに負担させられるようになったのが大変大きい。愛西市は独自の軽減措置を10月にあわせて行われませんでしたので、この会計は反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で認定されました。

認定第6号につきましては、集落排水における契約変更について、配管の延長が短くなれば、

契約金額が減額されると考えるがどうかという質問に対しましては、現場によっては、地下水のくみ上げなど、附帯工事が出てくる場合があるので一概には言えないという御答弁でございました。採決の結果、全員賛成で認定されました。

認定第7号につきましては、反対討論として公共下水道については、いろいろな方法で組み合わせ、事業を一刻も早く進めるべきである。また事業費も抑えていくことも必要である。現在のまま事業を進めることに反対しますという意見がありました。採決の結果、賛成多数で認定されました。

認定第8号につきましては、八開地区と佐織地区を一本化することについて、どのように考えているかという問いに対して、料金格差が開いているので施設的に融通できることから、解決していきたいとのことでもございました。採決の結果、賛成で認定をされました。以上、報告して終わらせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればお受けをいたします。

[発言する者なし]

ないようですので、以上をもちまして特別委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・意見書案第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・意見書案第2号：道路整備の促進及び道路財源の確保についての意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○25番（加賀 博君）

意見書案第2号：道路整備の促進及び道路財源の確保についての意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。平成18年9月28日提出、提出者、愛西市議会議員 加賀博。賛成者、愛西市議会議員 黒田国昭、中村文子、柴田義継、後藤和巳、堀田清、加藤和之、村上守国、日永貴章議員でございませぬ。愛西市議会議長 佐藤勇殿。

それでは、意見書案を朗読して内容説明とさせていただきます。

道路整備の促進及び道路財源の確保についての意見書（案）。

道路は、交通基盤としてのみならず、社会経済活動を行ううえで、多様な役割を担い、豊かな国民生活の実現と国土の発展を図るための最も重要な社会資本である。とりわけ4町村が合併して愛西市となった本市においては、地域の均衡ある発展及び新市としての一体性を確立するため、幹線道路網の整備やそのアクセス道路の整備は、新市建設を進める上で必要不可欠である。

しかしながら、現在、国においては道路財源の一般財源化が検討されようとしており、本市が必要とする道路の整備が困難となることが危惧される。

よって、国におかれては、道路特定財源の見直し議論がなされている中、制度の趣旨を踏まえ、地方の実情を十分に勘案のうえ、道路特定財源については道路整備、維持のための安定的財源として確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成18年9月28日、愛知県愛西市議会。あて先であります、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣あてであります。よろしくお願いいたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、この意見書案第2号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

意見書案第2号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、意見書案第2号について、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。24番・加藤敏彦議員。

**○24番（加藤敏彦君）**

意見書案第2号の討論を行います。

道路整備の促進及び道路財源の確保についての意見書案ですが、愛西市は、4町村が合併して誕生いたしました。道路整備が重要な事業の一つでもあります。しかし、国が高齢化社会を迎え、高齢者に必要な社会保障の充実が求められております。現在、小泉内閣の構造改革によって、年金、医療、介護など社会保障の改悪が続けて行われ、税金においては大企業優遇が行われております。

道路特税財源は、1953年、昭和28年から道路改良や道路舗装など道路整備の緊急性があったため設けられた制度であります。その目的は既に達成されております。今日では、ひたすら道路づくりに税金を投入し、むだと言われるような公共事業も出ております。道路特定財源は一般財源に戻し、総合的に予算を検討できるようにすべきであります。以上の理由から、この意見書案には反対をいたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、賛成討論の発言を許します。御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第83号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第4・議案第83号：愛西市職員定数条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

議案第83号：愛西市職員定数条例等の一部改正について賛成討論を行います。

今回の改正については、消防組織法の一部改正に伴って改正が必要とされているものでありますが、この点については妥当と考え賛成をいたします。ただ、今回、国の方で提案をされましたこの消防組織法に基づいて、今後、消防署そのものを30万人規模へと拡大をしていく、そういうことが検討されていくことになっております。その点では、今後、こうした消防署の統合が検討されていく中では、やはり、この愛西市における消防機能をしっかりと保存、そして強化していくと視点から検討に入っていただきたいと思っておりますし、また、仮に統合がされる場合でも、現在消防署の職員として働いておられる職員に対しては、人員整理というようなことはなく、そうした職員の方々としっかりとレスキュー等のさまざまな特別なところへと配置をするということも検討をぜひともしていただきたい。そうしたことを要望いたしまして、賛成といたします。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第83号を採決いたします。

議案第83号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第84号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第5・議案第84号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第84号を採決いたします。

議案第84号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第85号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第6・議案第85号：愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第85号：愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について賛成討論を行います。

今回の改正については、障害者自立支援審査会委員の報酬及び費用弁償を定めるということであり、これについては、審査会が必要である以上、当然認めるものでありますが、ただ問題は、今回の条例が既に一度報酬を支払った後に提案をされたということは大きな問題として当局としてもしっかりと反省をし、改善をしていただきたいというふうに思います。今後、当局としては、条例に基づいた質を徹底することをしっかりとやっていただくとともに、今後

このようなことにならないように、そうしたチェック体制を確立することを求めて、賛成をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第85号を採決いたします。

議案第85号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第86号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第86号：愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第86号：愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。

子育て支援センターは、放課後、児童クラブと親子授業などが行われますが、地域の子育て支援センターとしての役割も担うわけですから、公正的で設立にふさわしい指定管理者を指定いただくよう要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第86号を採決いたします。

議案第86号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第87号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第87号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第87号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についての反対討論を行います。

自民・公明与党が、通常国会で強行した改悪医療法では、出産育児一時金を35万円に引き上げを実現するために、葬祭費の大幅削減を財源したものでございます。患者負担増で高齢者の生存権を侵害した上に、死亡後の葬祭費まで容赦なく削るところに、社会保障改悪に終止した自民・公明小泉内閣の国民への痛みへの無感覚さが示されております。質疑の中で、他の政府管掌健康保険、組合保険、共済保険などの社会保険の葬祭費も一律5万円となったということが明らかになりました。また、葬祭費は、国民健康保険法では5万円にしなければならないという規定はなく、条例で定めるとなっているので、葬祭費を法改正に伴って改正する理由となりません。弥富市や他の自治体では、今回は葬祭費の条例は提案されていません。愛西市では、出産育児一時金の対象が97人、葬祭費対象が406人になるということですが、年間1,547万円の市の費用負担が減ることになります。

出産育児一時金がふえることは、若い世代には大変喜ばれることですが、国保加入者では圧倒的多数の高齢者は、ただでさえ医療費負担、税負担、国保介護費用も負担増の中で葬式代まで削られ、死ぬにも死にきれないと怒りの声が寄せられております。葬祭費を5万円引き下げることに対して、反対討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論のある方はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

14番・小沢照子議員、どうぞ。

○14番（小沢照子君）

議案第87号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についての賛成討論をいたします。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布されたことに伴って、その給付に係る均衡を図るために提案をされております。

国民健康保険事業は、皆様御承知のとおり、高齢者と低所得者層の比率が高いという構造的な問題を抱えており、本市におきましても、一般会計から多額の財政的繰り入れをして運営がなされております。また、全国市長会を初めとして、国保の保険者の立場から国に対して保険事業の一元化を強く要望されていると聞いております。このような状況下で、社会保険における給付の統一が今回の法律改正で行われた今、国民健康保険においても、それと均衡を図るこ

とは一元化を見据えても当然のことと考え、本議案に賛成するものでございます。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第87号を採決いたします。

議案第87号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第88号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第9・議案第88号：平成18年度愛西市一般会計補正予算（第2号）ついてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

議案第88号：平成18年度愛西市一般会計補正予算（第2号）ついて賛成討論を行います。

今回の一般会計補正予算では、総務関係では、巡回バスの市内全域運行計画を立案するための検討委員会報酬や、またコミュニティセンターの修繕料、民生関係では地域活動支援センターの委託料等が計上されております。こうしたものについてはおおむね妥当として賛成をいたします、ただ、今回やっと巡回バスについて検討会委員会の報酬が提案をされ、運行のための具体化が出されました。なかなかこれまで進んでこなかった活動に関しては極めて残念であります、できるだけ早く全市内全域に巡回バスを走らせていただけるよう、市民の皆さんの声をしっかりと酌んで、巡回バスの運行へと実現をしていただくことをお願いいたします。そして、早急に試行運転等をするとともに、また実際に運行した中でのさまざまな問題点なども、検討しながら充実をしていく、そうした立場で早急に運行をしていただくよう要望いたしまして、賛成をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第88号を採決いたします。

議案第88号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第89号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第10・議案第89号：平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第89号を採決いたします。

議案第89号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第90号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第11・議案第90号：平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第90号を採決いたします。

議案第90号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第91号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第12・議案第91号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第91号を採決いたします。

議案第91号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決決定いたします。

ここで10分間ほど休憩をとります。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・認定第1号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

続いて、日程第13・認定第1号：平成17年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

私は、17年度一般会計決算認定に反対討論を行います。

17年度から始まりました大增税は、高齢者に本当に大きな負担増となり、高齢者を苦しめていることは一般質問でも取り上げました。高齢者物価スライドで年金が減っているにもかかわらず、愛西市の場合、18年度は65歳以上の課税者が1,952名、65.8%もふえています。住民税増税に連動して国民健康保険料や介護保険料も負担増となり、介護サービスの利用者負担、老人医療の窓口負担にも影響が及ぶことを指摘しました。とりわけ医者にかかっている人、介護を受けている人の中には、年金の範囲内で生活がやっていけなくなっています。今後も定率減税の廃止など、果てしない負担増が連続して押しつけられようとしています。国は増税を中止する措置を直ちにとる必要性が強く求められています。こうした一連の相次ぐ増税のスタートの年であったわけであります。

予算審議時に国が国民にこのような大きな負担増を押しつけようとしている。こんなときだからこそ、自治体は少ない予算の中で工夫をして、自治体の本来の役割である住民の暮らし、福祉を守る施策を一層きめ細かく進めていく必要がますます求められていますと述べました。

私たち、日本共産党議員団は、新市の17年度予算編成に当たっても、旧4町村に対して、例えば旧立田村へは224項目の要望書を提出し、住民要望の予算化を求めました。しかし、その結果は、新市長に対する多くの市民の期待に反して、精神障害者の医療費の無料化や、高齢者福祉タクシーなど、合併協議で調整されて全市に広がった事業以外には、新しく予算化されたものはほとんどありませんでした。小学校卒業までの医療費無料の拡大、乳児医療を四つのセンターですべてやること、全小学校区での学童保育の実施や、巡回バスの一刻も早い拡大、低所得者の国民健康保険税、介護保険料利用料の減免、市独自の教員を採用しての少人数学級の実現、また学校給食の改善や学校図書室への司書の廃止、図書館の分館の充実整備や私立高校生への授業料補助の増額など、住民の要望の多くが予算化されませんでしたし、住民基本台帳ネットワークへの接続や公共下水道事業一本化の進め方など、住民要望への実現は不十分として予算に反対をいたしました。その後も補正予算で実現するように求めましたが、住民の要望の多くに手がつけられず、補正予算も組まれませんでした。18年度3月末で基金の合計は108億341万円あり、18年度に繰り越された繰越金は、繰越明許を除くと13億4,969万円もあり、その一部を活用すれば住民の願いの多くは実現できたと思います。17年度の予算執行での住民要望の実現は、まだまだ不十分だったと言わざるを得ませんので、17年度一般会計決算認定には反対といたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

まず、4番・日永貴章議員、どうぞ。

#### ○4番（日永貴章君）

平成18年愛西市議会定例会は、幾多にわたる多数の議案を慎重かつ活発に議論・審議され、また平成17年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定については、私は適切であるとの判断から

賛成として討論させていただきます。

我が国は、現在、産業構造、地方分権、環境問題、福祉問題、そして少子・高齢化が進む中、政府レベルから各地方レベルへとその負担が大きくなり、その流れの中で我が愛西市も旧4町村が合併し、誕生いたしました。

平成17年度の決算においては、歳入決算額 217億 9,564万 9,149円、歳出決算額203億4,423万81円で、大変大きな金額となりましたが、合併初年度であり、旧町村間の均衡を図るべく大変多くの事業が行われました。各事業とも、旧町村で行われていた事業を新市に引き継ぎ行われたものが見られ、公共施設の耐震補強、アスベスト除去事業、市道の整備や福祉事業の充実など、市民の皆様方の安全・安心な生活のための事業が行われました。しかし、歳入決算額の自主財源は全体の47.5%であり、今後、市長の掲げる行政改革や自主財源の確保のため、少ない予算の中で最大限の効果が出るよう努力していかなければなりません。合併し2年がたとうとし、合併時、財政難を第一の理由とし、互譲の精神で誕生した愛西市であることをいま一度確認し、市民の皆様方より喜んでいただけるまちづくりが行われるよう、今後も健全でスピーディーな行政体制のさらなる確立をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○5番（吉川三津子君）**

平成17年度一般会計決算認定について賛成討論を行います。

課題はたくさんありますが、平成17年度の決算は、旧町村の事業を引き継いだものであり、当局も課題が山積していることは認識されており、現在、行革にも積極的に取り組みをされています。そういった背景を踏まえ賛成といたしますが、愛西市において、大変厳しい財政状況が続くであろうことをこの決算を見ながら思っております。

平成17年度決算に関し、いろいろ調査活動をさせていただきましたが、少し感想と意見を述べさせていただきます。

単年度会計の仕組みは、借金の総額や財産など市財産の全容が大変見えにくく、企業会計しか知らなかった私にとって、いまだなじめないものがあります。愛西市においても、この公会計の欠点を補うがための改善はされていると思いますが、公会計になれた職員の方々の意識改革も必要かと思っております。質疑の折にも申しましたが、一部事務組合や公社の会計状況については、それに関係する部署で情報を持っているだけで、一カ所に集約されていません。外部組織で持っている有価証券や借金も含めた愛西市の財政状況をつかんでおくべきだと今回強く感じました。

また、元利償還分を地方交付税で翌年度補てんするから地方債を発行しなさいという国の補助金事業についてですが、国の地方交付税額が小さくなれば、元利償還金額分がそのまま交付されることは期待薄になってくるのではないのでしょうか。そういったデータ等を行政内で共有し、補助金事業や合併特例債の使用についても慎重に考えていかねばならないと感じました。

一部事務組合については、各市町村に交付税として交付されているので、全額補てんがされているのかどうかのチェックが一部事務組合でされていません。このような状況のまま、旧焼却炉跡地事業に補助金事業を持ってくるといった話し合いがあってはならないということも感じております。

最後に、市民の皆さんの生活についてですが、最近の増税によりお年寄りだけの世帯で生活が成り立たない世帯が出るのではないかという危惧を私も持っております。また、障害者におきましては、自立支援法施行により皆さん大変負担が増加しておりますが、特に軽度の障害者においてはサービスも給付金もなくなり、環境整備のないまま自立しなさいという厳しい言葉だけが投げかけられるような状況ができていないかと私は思っております。こういった弱者救済が行政の最大の役割であると私は考え、19年度予算にこういったことが反映されることを切に望み、私の賛成討論とさせていただきます。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第1号を採決いたします。

認定第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第1号は認定と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・認定第2号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第14・認定第2号：平成17年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

平成17年度の土地取得特別会計の認定について、反対の立場で討論させていただきます。

5月臨時議会、6月議会でも指摘させていただきましたが、土地取得特別会計の根幹であります土地開発基金の土地財産において、基金と言えない土地が含まれていることや、期首残高が合わない問題については、私にとりましてはまだ未解決のままです。市全体の土地財産を含め、大きな見直しが必要ではないかというふうに考えております。その後、再調査をされているということは評価しますが、基金と言えないものが基金としてカウントされている決算書には、問題提起した私としては賛成できないという立場でございます。今後、調査により条例改正も必要になるかと思いますが、早期解決をお願いいたしまして、私の討論とさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第2号を採決いたします。

認定第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第2号は認定と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・認定第3号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第15・認定第3号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第3号を採決いたします。

認定第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、認定第3号は認定と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・認定第4号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第16・認定第4号：平成17年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第4号を採決いたします。

認定第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第4号は認定と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第17・認定第5号（討論・採決）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第17・認定第5号：平成17年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

21番・永井千年議員、どうぞ。

##### ○21番（永井千年君）

平成17年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する反対討論を行います。

以前から強く求めてきました、保険料利用料の市独自の減免措置が行われませんでした。そして、この10月からの居住費や食費の自己負担に対しても、市独自の軽減措置は行われておりません。そして、保険料の段階区分、利用料の軽減措置に大きな影響を及ぼします障害者控除の認定証の発行も積極的に行われていません。法の範囲内の呪縛から解き放たれて、市独自の軽減支援措置に一步でも踏み出すように強く求めて、本決算認定には反対といたします。

##### ○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第5号を採決いたします。

認定第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第5号は認定と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・認定第6号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第18・認定第6号：平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、4番・日永貴章議員、どうぞ。

○4番（日永貴章君）

平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

農業集落排水及びコミュニティープラント事業ともに、各組合ごとに地域の実情に沿った管理・運営が行われています。現在、整備を進めている地域におきましても、一日でも早い整備を進めていただくとともに、各家庭におきましても早く接続をしていただいて、少しでも環境に優しいまちづくりをお願いいたします。また、各組合におきましては、今後も健全及び独立した運営をしていただきますよう、行政としても、組合に対しての助言・協力をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第6号を採決いたします。

認定第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、認定第6号は認定と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・認定第7号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第19・認定第7号：平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

認定第7号：平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

公共下水道事業について、日本共産党議員団は予算において、大型公共事業だけで整備するのではなくて、コミュニティープラントや合併浄化槽を含めて早く整備し、事業費を抑えていく立場で反対をいたしました。

今回、決算審議の中で、公共下水道の供用開始が平成21年度の予定がおくれるということが明らかになりました。大型公共事業の問題点が出てきております。市内全域の下水道整備が完了するのが30年先と説明されてまいりましたが、さらにおくれる心配が出てまいりました。住民の立場に立って、一日も早く下水道を整備するためにも、コミュニティープラントや合併浄化槽を含めた計画を検討すべきです。そのためにも、補助制度の見直しも求めていくことが必要だと考えます。

以上の理由で反対をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第7号を採決いたします。

認定第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第7号は認定と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・認定第8号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第20・認定第8号：平成17年度愛西市水道事業決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

認定第8号：平成17年度愛西市水道事業決算の認定について討論を行います。

平成17年度の愛西市の水道事業は、水道料金の値上げもなく、市民に水道が供給されましたので、賛成をいたします。

愛西市には三つの水道料金があります。今後どうしていくのかが検討課題となっております。議案審議において、一般会計からの繰り入れがなければ、佐織地区の水道事業は年間146円の値上げ、それから八開地区の水道事業は年間1万4,530円の値上げとなります。八開は、海部南部水道事業を上回る愛知県で一番高い水道料金になってしまいます。料金については、今後慎重な検討が求められます。そして、佐織地区では安い水道料金を支えている地下水の利用がありますが、それを続けるためにも井戸の清掃を行っていただきたいと考えます。

住民からも大きな要望が出ております。愛西市の水道料金の問題、水道事業の統一の問題、難しい課題ではありますが、住民の願いにこたえられるよう、行政の努力を求めて賛成討論を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第8号を採決いたします。

認定第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、認定第8号は認定と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・陳情第9号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第21・陳情第9号：第8次定数改善計画の実施と学級規模の縮小を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

陳情第9号：第8次定数改善計画の実施と学級規模の縮小を求める陳情についての賛成討論を行います。

今、子供たちは社会変化の中で、いろいろな事件・事故に巻き込まれていることは痛ましいことです。未来を担う子供たちを健やかに育てたいというのは、すべての市民の願いでもあります。子供たちが行き届いた学校生活を送れるよう、第8次定数改善計画の実施と学級規模の縮小を求める意見書をぜひ提出するよう求めます。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第9号を採決いたします。

陳情第9号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、陳情第9号は採択と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・陳情第10号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第22・陳情第10号：教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の採択を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の採択を求める陳情書の賛成討論を行います。

今度の教育基本法の改定案の問題点は、第1に憲法19条で保障された国民の内心の自由を侵害して、教育の目標として、国を愛する態度など20に及ぶ徳目の強制を図ろうとしていることでもあります。第2には、現行法第10条の教育は不当な支配に屈することなく国民全体に対し、直接に責任を持って行われるべきものであるとしている教育行政の項を削除して、この法律及び他の法律の定めるところにより行うとして、教育内容への歯どめなき国家介入ができるものとなり、教育の自由、自主性が根底から覆されようとしていることでもあります。このようにして、人格の完成を目指す教育から国策に従う人間をつくる教育に変えようとしています。憲法9条を変えて、海外で戦争をする国をつくる、その国に忠誠を誓う人間を育てる、そして弱肉強食の経済社会を支えて従う人間をつくる、これが今度の改定案の真のねらいだと私は思います。

新しく首相となった安倍さんが、第一に教育基本法の改正を上げています。そして、この安倍教育論の具体的な内容としては、第1に、学校選択制を全国に広げるとしています。これは、競争とふり分けが激化して、既に東京都で入学ゼロの学校が出てきているように、大変な事態が生まれます。第2に、学校評価制の導入です。国が監督官を全国に配置して、学校教師、子供たちを監視し、評価して、国が序列化ランク化します。第3に、学校バウチャー制で、予算で差別しようとしています。学校選択制を広げ、学校評価制で国が一方的に評価をして、国がいい学校と考えた学校には予算を配分する、悪い学校はつぶしてしまうということです。大変恐ろしい教育プランだと感じています。ここに、教育基本法が改悪されたら何が起こるのかの具体例の姿があると思います。

しかし皆さん、この9月21日、大変うれしいニュースがありました。東京で行われております、「君が代」を歌っている声量まで騒音計ではかる、生徒が歌わなかったら指導力不足で処分するなど、「日の丸」「君が代」の無法な強制に対して、東京地裁が教育基本法の10条違反、憲法19条違反であり、違法行為をやめよという画期的な判決を出したことであります。今、上げました改定案の問題点をこの司法が認めたこととなります。

また、もう一つ大事な問題は、現場の校長先生方がどのように感じてみえるかであります。東大基礎学力研究センターが7月から8月にかけて行った全国の公立小・中学校の校長アンケートでも、「政府の教育基本法改正案に賛成である」という設問に52.2%が「そう思わない」、13.9%が「全くそう思わない」、合わせて66%の校長先生が反対をしています。全国学力テストも、「結果を生かす方法が整備されていない」の設問に対する賛成が84.5%、学校選択制については、格差が広がる、無意味なレッテル張りが生じると考える方がどちらも90%を超えました。学校が直面する問題に教育改革は対応していないと考える校長先生が79.8%に及んでいます。

陳情書も、改正問題を扱う場合は、教育の本質論、教育の現場の実態から議論を開始する必要がある、基本法の理念がどれだけ普及し、どれだけ実現しているのかといった点検作業をすることが不可欠だ。それをやらずに改正を強行すれば現場に混乱が起きることは必至。慎重に取り扱われ、今は理念の実現に最大限の努力をすることが自治体の利益にかなうと述べていますが、まさに指摘どおりであります。この校長アンケートでもそれが裏づけられているのではないのでしょうか。

教育基本法は準憲法的な教育の基本根本法でありますから、国民的な議論を保障して、国民各層からの意見を十二分に反映させていく必要があります。その上で、私は廃案にしていく必要があると思います。よって、教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の採択を求める本陳情書には、全面的に大賛成であります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、14番・小沢照子議員、どうぞ。

○14番（小沢照子君）

陳情第10号について、賛成討論をいたします。

ただいまの討論の中にもございましたが、本陳情書の結論とも言える終わりの部分に、「国会で教育基本法の改正問題を扱う場合は、教育の本質論、教育の現場の実態から議論を開始する必要があります。また、同時に教育基本法の理念がどれだけ普及し、どれだけ実現しているのかといった点検作業をすることが不可欠です。十分な点検、検討、論議を欠いたまま教育基本法を改正すれば、教育及び教育行政の現場に混乱が巻き起こることは必至です。国会においては、教育基本法改正案について慎重に扱われ、政府においては、いまだ実現されていない教育基本法の理念の実現に向けて最大限努力されるよう要望することが、住民、地方自治団体の利益にかなうことになると思います」と記されています。私は廃案云々ではなく、この陳情書の趣旨に基づいて賛成をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第10号を採決いたします。

陳情第10号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、陳情第10号は採択と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第23・陳情第11号（討論・採決）**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第23・陳情第11号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、26番・宮本和子議員、どうぞ。

**○26番（宮本和子君）**

陳情第11号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についての賛成討論を行います。

長い歴史の中で、私学助成を求めて教師、父母が協力して運動し、実現してきた国の私学助成が、財政難を理由に国庫助成制度を廃止の動きがあります。学校教育の中で私学の役割も大きく、私学助成制度が廃止されれば私学が大きな打撃を受けることとなります。父母負担の軽減のためにも、ぜひ国に私学助成の拡充のための三つの項目の意見書の提出を求めて、賛成討

論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第11号を採決いたします。

陳情第11号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、陳情第11号は採択と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・陳情第12号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第24・陳情第12号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

陳情第12号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についての賛成討論を行います。

県にも国と同じように私学の拡充を求めて、ぜひ意見書を提出していただきたいと要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第12号を採決いたします。

陳情第12号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、陳情第12号は採択と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・陳情第13号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第25・陳情第13号：市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

**○26番（宮本和子君）**

陳情第13号：市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情についての賛成討論を行います。

格差社会が進む中で、私学に通う生徒の中でも授業料が払えない家庭も増大している状況も生まれております。市町村独自の私学助成は、公私格差をなくすために市町村に広がり、県内すべての市町村で行われている制度でございます。課税所得金額が500万円の制限となっており、補助を受けたくても受けられない生徒があります。ぜひ、この課税所得金額の制限を撤廃し、私学に通う生徒が公平に授業料補助が受けられるように、ぜひしていただくよう要望いたしまして、賛成討論といたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

11番・鬼頭勝治議員、どうぞ。

**○11番（鬼頭勝治君）**

陳情第13号：市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情に対して反対の立場から意見を述べさせていただきます。

現在、愛西市が行っております私立高等学校授業料補助の制度については、近隣市町とも同歩調で進められており、特段の格差があるわけではございません。学費負担の公私格差を根本的に是正する必要性は理解できるところではございますが、市独自の補助事業につきましては、今現在、行政改革の中で見直しが進められておりまして、この私立高等学校授業料補助についても、行政改革推進委員会などの意見を参考にしながら慎重に判断する必要があり、現段階での拡充について賛成するには時期尚早との考えから、反対をいたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第13号を採決いたします。

陳情第13号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第13号は不採択と決定をいたします。

本日配付の日程はすべて終わりましたが、採択されました陳情に関する意見書案が残されております。日程の追加が必要でありますため、ここで議会運営委員会を開催していただき、御

協議をしていただきたいと思いますので、ここでお昼の休憩にします。

午前11時45分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、お昼の休憩を解き再開をいたします。

ただいま休憩中に意見書案第3号：第8次定数改善計画の実施と学級規模の縮小を求める意見書について、意見書案第4号：教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書について、意見書案第5号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について、意見書案第6号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてが提出されましたので、直ちに議会運営委員会が開催されました。その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

**○議会運営委員長（柴田義継君）**

議会運営委員会の報告をいたします。

休憩中に意見書案が4件提出されましたため、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、お手元に配付の意見書案第3号から意見書案第6号を追加日程として本日御審議願うことと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第1・意見書案第3号（提案説明・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第1・意見書案第3号：第8次定数改善計画の実施と学級規模の縮小を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

説明者、提出者 永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

それでは、意見書案第3号：第8次定数改善計画の実施と学級規模の縮小を求める意見書について提案をいたします。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。平成18年9月28日提出、提出者、愛西市議会議員 永井千年。賛成者は大宮吉満、小沢照子、石崎たか子、宮本和子、近藤健一、鬼頭勝治、岩間泰彦、前田芙美子、三輪久之議員の皆さんであります。

提案の理由と意見書の中身ではありますが、第8次定数改善計画の実施と学級規模の縮小を求める意見書のこの内容といたしましては、平成19年度の政府予算編成に当たり、第8次定数改善計画を実施するとともに学級規模の縮小を図り、そのために十分な教育予算を確保されるよう強く要望する内容であります。地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございますので、意見書を精読の上、以上、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、意見書案第3号について質疑を行います。
質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第2・意見書案第4号（提案説明・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第2・意見書案第4号：教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

説明者、提出者 近藤健一議員、どうぞ。

○13番（近藤健一君）

意見書案第4号：教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。平成18年9月28日提出、提出者、愛西市議会議員 近藤健一。賛成者、大宮吉満、小沢照子、石崎たか子、永井千年、宮本和子、鬼頭勝治、岩間泰彦、前田英美子、三輪久之。愛西市議会議長 佐藤勇殿。

意見書案第4号の提案説明をさせていただきます。

教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書案の内容につきましては、政府におかれては、いまだ実現されていない教育基本法の理念の実現に向けて、最大限努力されるよう強く要望するものでございます。地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成18年9月28日、愛知県愛西市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣あてでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、意見書案第4号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第3・意見書案第5号（提案説明・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第3・意見書案第5号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

説明者、提出者 鬼頭勝治議員、どうぞ。

○11番（鬼頭勝治君）

意見書案第5号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。平成18年9月28日提出、提出者、愛西市議会議員 鬼頭勝治。賛成者、愛西市議会議員 大宮吉満、小沢照子、石崎たか子、永井千年、宮本和子、近藤健一、岩間泰彦、前田英美子、三輪久之でございます。

意見書案第5号の提案説明をさせていただきます。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の内容といたしましては、国の責務と私学の重要性にかんがみ、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持するとともに、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図り、あわせて父母負担の公私格差を是正するための授業料補助の充実と、専任教員増など教育改革の促進を目的とした特別助成の実現を強く要望するものでございます。地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成18年9月28日、愛知県愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、意見書案第5号についての質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第4・意見書案第6号（提案説明・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第4・意見書案第6号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

説明者、提出者 岩間泰彦議員、どうぞ。

○7番（岩間泰彦君）

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。平成18年9月28日提出、提出者、愛西市議会議員 岩間泰彦。賛成者、大宮吉満、小沢照子、石崎たか子、永井千年、宮本和子、近藤健一、鬼頭勝治、前田英美子、三輪久之。愛西市議会議長 佐藤勇殿。

では、意見書案第6号の提案の説明を行います。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書案の内容といたしましては、公立学校などへ

の経常費助成を増額するとともに、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を充実すること、あわせて教育改革の促進を目的とした教育改革充実補助を一層充実させることを強く要望するものでございます。地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出先は、愛知県知事あてでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勇君）

次に、意見書案第6号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第5・委員会付託の省略について

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第5・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました意見書案第3号から意見書案第6号につきましては、本日は本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号から意見書案第6号につきましては委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第6・意見書案第3号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第6・意見書案第3号：第8次定数改善計画の実施と学級規模の縮小を求める意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第7・意見書案第4号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第7・意見書案第4号：教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第8・意見書案第5号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第8・意見書案第5号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第9・意見書案第6号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加日程第9・意見書案第6号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時49分 休憩

午後3時04分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解き再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会が開催をされました。

その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

議会運営委員会の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、固定資産税評価等調査特別委員会の設置についてを協議いたしました。その結果、追加の追加日程として取り扱うことに決定いたしました。以上、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加の追加日程第1・固定資産税評価等調査特別委員会の設置について

○議長（佐藤 勇君）

次に、追加の追加日程第1・固定資産税評価等調査特別委員会の設置についてを議題といた

します。

お諮りをいたします。

9名で構成する特別委員会を設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、固定資産税評価等調査特別委員会を設置することに決定をいたしました。

この件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたしたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、議会事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

それでは、御報告いたします。

太田芳郎議員、加賀博議員、永井千年議員、大宮吉満議員、大島功議員、後藤和巳議員、岩間泰彦議員、榎本雅夫議員、日永貴章議員、以上9名でございます。

○議長（佐藤 勇君）

ただいま事務局長が報告したとおり、議長において固定資産税評価等調査特別委員会委員に指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定による固定資産税評価等調査特別委員会の正・副委員長について、先ほど互選をしていただきましたので、その結果を議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

御報告いたします。

固定資産税評価等調査特別委員会委員長・永井千年議員、副委員長・大島功議員。以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

以上が、固定資産税評価等調査特別委員会正・副委員長互選結果であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

○市長（八木忠男君）

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

9月7日から本日まで長きにわたり、多くの案件、それぞれ御決定をいただきましてありが

とうございました。

きのうの新聞で、おとといの9月26日は伊勢湾台風47年目ということで思いますと、自分の家も満潮時には床下でありましたが、この皆さんの中にも大きな被害を受けられた方もおありかと思えます。そんなことをまた思いをしながら、政策の中でも努めていきたいと、そんなことも思っておりますし、先ほど設置をしていただきました特別委員会、あるいは審議会、各委員会、行革、総合計画、あるいは市民憲章、斎場、市の歌、音頭など多くの委員会もお願いをしているわけでありまして、重要な内容についても御協議をいただきたく思います。これから市の行事も大変多く予定をしております。体育祭、文化祭、農産物フェア、あるいはごみゼロ運動、交通安全大会など多く予定をしておりますので、それぞれまた御出席、お出かけをいただけたらと思います。

朝晩めっきり寒くといえますか、寒暖の差が激しいようであります。議員各位におかれましてもお体御留意をいただいて、それぞれのお立場で御活躍、そして市政にもまた格段の御支援、御協力をいただきますようお願いを申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤 勇君）

これにて平成18年9月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後3時10分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

愛西市議会
議長

佐藤 勇

会議録署名議員
第5番議員

吉川 三津子

会議録署名議員
第6番議員

榎本 雅夫